



募集

公営住宅の入居者を募集します

入居を希望する人は、申込書に添付書類を添えて、まちづくり課、または各支所地域振興課にお申し込みください。

募集戸数
①平戸地区 6戸
②生月地区 10戸
③田平地区 5戸

※詳しくは、お問い合わせください。

○申込期限 7月10日(金)
※郵送でも受け付けます。(必着)

○申込資格 原則として、次の全ての要件を満たしていることが必要です。
①収入が公営住宅法施行令に定められた基準内であること
②住宅に困っていること
③地方税などの滞納がないこと
④暴力団員でないこと(同居人を含む)
⑤特定公共賃貸住宅については、同居または同居しようとする親族があること

※単身で入居する人は、2K以下の住宅に住むこととなります。(高齢者、障害者などを除く)

○添付書類
①世帯全員の所得証明書(平成26年分)
②納税証明書
③住民票謄本

耐震・安心住まいづくり支援事業の追加募集について

市では、地震発生時に木造住宅の被害を最小限に抑えるために行う、耐震診断などの費用の一部を助成しています。

○対象住宅(次の条件を全て満たすこと)
①昭和56年5月31日の建築基準法改正以前に着工された住宅
②申請者本人が所有し、居住する住宅
③木造住宅で3階建て以下の住宅

○助成の種類と助成額
▼耐震診断 3万8000円を助成
▼耐震改修計画 7万円を上限に助成
▼耐震改修 診断の結果、耐震基準に適合しない住宅の改修工事に対し、工事費の2分の1で60万円を限度に助成

○申請締切日 12月28日(月)

老朽化した危険な空き家の除却に
対して費用の一部を助成します

市では、安全・安心な住環境づくりを

「脳ドック・人間ドック」の追加募集をします

平戸市国民健康保険では、脳ドック・人間ドックを実施し、その検査料金の一部を助成します。

○申込期間 7月1日(水)～7月31日(金)
○定員 脳ドック63人・人間ドック38人
○申込方法 保健センター、市民課国保年金班、各支所・各出張所へ国民健康保険被保険者証および印かんをお持ちの上お申し込みください。なお、募集定員を超えた場合は、抽選となります。

※特定健診と脳ドックおよび人間ドックは重複して受診できませんので、ご注意ください。

	脳ドック	人間ドック
対象者	・市内に居住している平戸市国民健康保険の被保険者のうち、40歳から74歳(昭和16年4月1日生まれから昭和51年3月31日生まれ)の人 ・世帯主の国民健康保険税に滞納がない人	・市内に居住している平戸市国民健康保険の被保険者のうち、今年度45・50・55・60歳の人 ・世帯主の国民健康保険税に滞納がない人
検査内容	脳検査(MRI・MRA)、心電図、尿検査、生化学検査、血液一般検査、診察など	眼底、心電図、腹部超音波、尿検査、生化学検査、血液一般検査、がん検診(胃・肺・大腸がん)、診察など、オプション検査
受診者負担金	5,000円	(基本メニュー)3,000円

不動産公売を実施します

お問い合わせ 税務課総務徴収班 ☎内線2544

市では、納税の公平性を確保する観点から、市税の滞納処分として差し押さえた財産(不動産)について、下記のとおり入札による公売を実施します。

公売日および受付時間 <small>※受付終了後に入札の事前説明を行います</small>	10月2日(金) 午後1時30分～午後2時10分
公売場所	平戸市役所本庁3階会議室
入札開始時間・公売方法	午後2時20分・入札
買受代金納付期限	10月9日(金)午前11時

- #### 公売当日に必要なもの
- ①買受適格証明書
 - ②公売保証金
 - ③身分証明書(免許証など)
 - ④印かん
 - ⑤委任状(※代理人が入札する場合のみ)
 - ⑥法人登記簿(※法人の場合のみ)

●公売前の準備

買受適格証明書については、農業委員会事務局(☎内線2653)まで

1 買受適格証明書の取得

農地の公売に参加するためには、買受適格証明書が必要です。買受適格証明を受けるためには、期限までに農業委員会に買受適格証明願などの必要書類を提出する必要があります。

※提出期限を過ぎると買受適格証明書を公売日までに取得できず、公売に参加できなくなります。

農業委員会への必要書類提出期限：第1回 7月10日(金) 第2回 8月10日(月) 第3回 9月10日(木)

2 その他

- ①地積は公簿上に記載された面積であり、実測と異なる場合があります。
- ②土地改良区に所属する不動産のうち、賦課金などの未納がある場合は、買受人の負担となる場合があります。
- ③耕作中の農地については、今年の収穫物は耕作者または前所有者に帰属します。
- ④土地改良区の賦課金などの未納がある物件は、見積価額算出時に、賦課金などの未納額を差し引いています。
- ⑤公売財産内の動産などの処理については、買受人の負担となります。
- ⑥公売財産の取得時期は、買受代金の納付があったときです。なお、許可及び承認を必要とする財産はそれを得たときとなります。また、財産の引渡しは、買受代金納付時点の現況有姿により行います。
- ⑦平戸市は公売財産について瑕疵担保責任は負いません。

番号	公売財産、見積価額および公売保証金	番号	公売財産、見積価額および公売保証金
27・平・2	所在：船木町字宮ノ後 地番：725番 地目：田 地積：678㎡ 見 240,000円 保 30,000円	27・平・4	所在：坊方町字堀田 地番：233番1 地目：田 地積：892㎡(うち原野33㎡) 見 380,000円 保 40,000円
	所在：古江町字野中田 地番：1424番 種目：田 地積：773㎡ 見 280,000円 保 30,000円		※見 見積価額 保 公売保証金 ※写真は、現況と異なる場合があります。